

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／2月15日（木）13:00~16:00
- 場所／清水会館

電話による人権相談窓口

みんなの人権110番（さまざまな人権問題）

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン（家庭内暴力など女性の人権問題）

☎ 0570-070-810

こどもの人権110番（いじめ・虐待など子どもの人権問題）

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課（吉備庁舎）

電話 22-3291

ファクス 52-3210

「我、関せず」では
人権を守れない

この2年の間、人権機関有田川の理事として活動に参加させていただききました。ただ、自分の都合により、他の委員の方々と比べ十分な活動、啓発に取り組めなかったことが多々あり、申し訳ない気持ちです。

そんな中でも「人権とは？」と改めて自分自身で考える機会がありました。一昨年2月に始まった、ロシアのウクライナ侵攻。去年の10月、ハマスのイスラエル攻撃に端を発した、イスラエルによるガザ地区でのハマス掃討作戦。

戦争は人権蹂躪の最たるものです。どちらが良い、悪い、の問題でなく一般市民の命が、生活が、人として生きていく権利である人権が侵されています。

このように、強大な権力や利害によって、個人の人権は簡単に侵されてしまっているのが事実です。しかし仕方ないね、で収まる話ではありません。いつ何時私たちの身に降りかかるかわからないことなのです。小さな声でも大きなうねりを起こします。まずは身の回りから。自分

の人権を守るには周りの人の人権を守らなければならないと思います。「我、関せず」では私たちの人権は守れない。

人権機関有田川 南方杉太

まちの相談パートナー 人権擁護委員

人権擁護委員は、国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方々です。

現在、約1万4千名の人権擁護委員が全国の市町村に配置され、次のように活動を積極的に行っています。有田川町においても、街頭啓発や各学校への訪問、特設相談所の開設などの活動を行っています。

①人権啓発

住民一人一人の人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための活動。

②人権相談

面談、電話、インターネット、手紙による人権に関する相談への対応。

③人権侵害の被害者救済

被害者などからの申告を受けて、法務局職員と協力して調査を行うなど、身近に起こる個別の人権に関する問題を解決に導きます。

こどもの人権SOS ミニレター

法務省の人権擁護機関では、こどもの人権問題への対応策として、全国の小・中学校の児童・生徒に、「こどもの人権SOSミニレター」を配布しています。

ミニレターの事業は、親や学校には相談することができないこどもたちの悩みごとを把握し、学校や関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐるさまざまな人権問題を解決する方策の一つとして社会的に評価されています。

